

## デジタルコンテンツ時代の著作権

著作権法の一部を改正する法律案が第165回臨時国会において、昨年12月15日に成立、今年から施行された。その主な改正の一つは、光ファイバーなどでテレビ番組を配信するIPマルチキャスト放送について地上波などの同時再送信に限り著作権処理を簡素化したことである。今まではIPマルチキャスト放送については、著作者はもちろん、実演家やレコード制作者にも許諾が必要であったが、実演家、レコード制作者の許諾は要しないこととし、ただし補償金の支払いを義務づけることにした。なお、これに合わせて、有線放送についても実演家、レコード制作者に報酬請求権が与えられることになった（本年1月11日施行）。

もう一つの主要な改正は、著作権侵害に係る罰則について、特許法等と同程度に引き上げられたことである。著作権、出版権、著作隣接権の侵害に対しては、これまで5年以下の懲役であったのが10年以下の懲役に引き上げられ、罰金は個人に対しては500万円以下から1,000万円以下へ、法人に対しては1億5,000万円以下から3億円以下に引き上げられた（本年7月1日施行）。

しかし、映像や著作物の複製や流通の促進を図ろうとする法改正の狙いは先送りされた結果となった。例えば、地上デジタル放送をDVDレコーダーで録画する場合、ハードディスクに保存した映像は一度しかDVDにコピーできない「コピーワンス」という仕組みが採用されているが、消費者側は複製許可回数を広げべきと主張しているのに対し、権利者

側はコピー規制緩和で海賊版が増えると反対している。また、テレビ番組をネットで配信しようとしても、現行法では俳優や音楽演奏者など様々な権利者の事前許諾を得る必要があり簡単にはできない。昨年米国の動画投稿サイトの「YouTube(ユーチューブ)」が無断で多くのわが国の動画の提供を行い、驚いた民放などの著作権関係団体・企業が抗議を申し入れ約3万件の動画を削除させたが、「YouTube」は動画を自由に提供し、抗議を受ければ削除するという姿勢を崩していない。

このように映像の配信については、モデルが定まっていないが、音楽についてはアップル社のiPodを始めとして有料音楽配信が急成長を続けている。日本レコード協会の発表では、06年の有料音楽配信の売上高は前年比56%増の534億円であった。CDの売上高は3,454億円でそのうちシングルCDは504億円であったから、有料音楽配信の売上高はシングルCDを上回る規模となったといえる。わが国では特に携帯電話向けの音楽配信が圧倒的に多く482億円となっており、パソコン向けは50億円程度であり、欧米とは違った傾向を示している。これはわが国の携帯電話の熾烈な競争の結果ともいえるが、わが国ではレンタルCDが認められているため、CDを借りてきて携帯音楽プレーヤーにコピーするケースが多いためともいえることができる。それでも音楽著作権使用料の徴収額は、昨年度は減少している。その理由は、オーディオディスクの売上げの落ち込み

が大きいと、数万サイトあるといわれる携帯電話向けの違法サイトによるとみられる。

音楽配信で今問題になっているのはDRM(Digital Rights Management)といわれるデジタル著作権管理の技術は必ず動きが急速に高まっていることである。DRMは、電子機器上のコンテンツ(映画や音楽、小説など)の無制限な利用を防ぐためオリジナルのデータを秘密の符号方式によって記録し、特定のソフトウェアあるいはハードウェアでしか再生できないようにする技術であるが、アップル社CEOのジョブズ氏はDRMの廃止を提言しており、Amazonも年内にDRMをつけずに数万曲を販売することを発表した。現在はアップルやソニー、マイクロソフトなど各社が独自のDRMを採用しており、他社の携帯音楽プレーヤーで聞くことはできないが、DRMがないと利用者は複数の携帯音楽プレーヤーにコピーして聞くことができるようになる。

映像にしても、音楽にしても、デジタルコンテンツをめぐる著作権の課題はきわめて大きい。デジタル技術が発展し、デジタルコンテンツが出回りつつある現在、デジタルコンテンツの権利者の権利を保護しながら、円滑な商業利用を促進していくにはどうすべきか。通信と放送の融合の問題の解決を含めて、著作権法を離れた新法を制定すべきか、あるいは現行制度の充実を図ることによって解決すべきかの判断が求められている。